

平成 21 年 9 月 17 日

各 位

上場会社名 株式会社セラーテムテクノロジー
代表者名 代表取締役社長 池田 修
(コード番号 4330、大証ヘラクレス市場)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループ従業員の報酬体系を、各部門単位または子会社単位ではなく、当社“連結”業績とより連動したものとすることで、当社および連結子会社の業績向上に対する従業員の意欲や士気を1つのゴールに集中させ、またより一層高めることで企業価値の増大に資することを目的するものです。

この新株予約権を行使するためには、日本の一事業部門と欧米の二事業部門の利益合算をもとにして算定されたパフォーマンス基準を充足する必要があるため、当社グループ従業員全体で将来の成功を分かち合う仕組みとなっております。

なお、今回のストック・オプションの対象者には、当社および当社の連結子会社の取締役および監査役は含まれておりません。

2. 新株予約権の割当対象者および割当てる新株予約権の数

当社グループ（当社、Celartem, Inc.およびCelartem Europe Ltd.）従業員

最大 120 名 最大 7,000 個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てられる新株予約権の総数が減少したときは、割当てられる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

各新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、その数は1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整



は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権に係る取締役会決議の直前日までの直近3ヶ月（平成21年6月17日から平成21年9月16日まで）、直近2ヶ月（平成21年7月17日から平成21年9月16日まで）、直近1ヶ月（平成21年8月17日から平成21年9月16日まで）の株式会社大阪証券取引所が公表した当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）および当該新株予約権に係る取締役会決議の直前日（平成21年9月16日）のいずれか高い金額とした結果、新株予約権の行使価額は8,658円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

パフォーマンス算定期間に応じて、新株予約権を行使することができる期間を以下の通りとする。ストック・オプション7,000個の内：



2,000 個 平成 22 年 8 月 15 日から平成 27 年 8 月 14 日まで、パフォーマンス算定期間：
平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日における日本の一事業部門と欧米の二事業部門
の連結業績。

5,000 個 平成 23 年 8 月 15 日から平成 27 年 8 月 14 日まで、パフォーマンス算定期間：
平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日における日本の一事業部門と欧米の二事業部門
の連結業績。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の連結子会社の従業員の状態にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

なお、新株予約権が権利確定し行使可能となるためには、取締役会の定める特定のパフォーマンス算定期間についてのパフォーマンス基準を充足しなければならず、必要とされる基準を充足しない場合、かかる期間についての新株予約権は自動的に無効となるものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. その他の新株予約権の発行要領は、取締役会決議において定めるところによる。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社セラーテムテクノロジー IR 担当
TEL: 03-6820-0740